

# 白鷹町長選挙

告示日 10月16日 (火)

投票日 10月21日 (日)

○投票時間…午前7時から午後8時まで

(黒鴨・針生投票区は、午前7時から午後7時まで)

## ◆投票できるかた

平成24年7月15日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、平成4年10月22日以前に生まれたかた(満20歳以上)が投票できます。

## ◆投票にあたっての注意事項

### ◇投票用紙の書き方

投票は、投票用紙(白色の用紙)に候補者一人の氏名を書き、投票箱に投票してください。

## ◇入場券について

入場券を忘れずに持参してください。(入場券は10月16日に発送する予定です。)もし入場券を紛失した場合でも投票することはできませんので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

なお、入場券は10月2日現在の居住地で発行します。10月3日以降に転居されたかたは、前居住地の投票所で投票してください。

## ◇代理投票について

代理投票とは身体都合などにより、ご自分で投票用紙

に記載できないかたのために、投票所の職員が本人に代わって記載する制度です。本人による申し出が必要ですので、ご希望のかたは投票所の受付に申し出てください。

## ◆期日前投票ができます

### ◇期日前投票とは

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としています。期日前投票は、投票日前であっても、投票日と同じように投票を行うことができます(投票用紙を直接投票箱に入れることができます)制度のことです。

## ◇期日前投票の日時と場所

### ▼日時

10月17日(水)～

10月20日(土)

午前8時30分～午後8時

### ▼場所

白鷹町中央公民館1階

文化実習室

※告示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも期日前投票をすることはできませんので、その場合は期日前投票所の受付に申し出て下さい。

## ◆不在者投票について

### ◇他の市町村に滞在されているかたは

業務に従事するため他の市町村に滞在されているかたは、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へ請求の手続きを行ってください。

また、白鷹町立病院や白光園などの施設に入院または入所のかたは、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、それぞれの施設の職員に申し出てください。

## ◆郵便等による不在者投票制度について

身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢等の障害の程度が1級若しくは2級のかた、内臓機能の障害の程度が1級若しくは3級のかた、免疫等の障害の程度が1級から3級のかた、戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢若

しくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までのかた、内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた、または介護保険法上の要介護者で要介護5のかた(いずれも自書することが可能なかた)を対象とし、投票所へ行かなくても自宅から投票できる制度のことです。

なお、自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望されるかたはお早めに申請の手続きを行ってください。また、以前取得されたかたでも有効期限がありますので必ずご確認ください。

## ■問い合わせ

選挙管理委員会事務局  
☎85-6120

